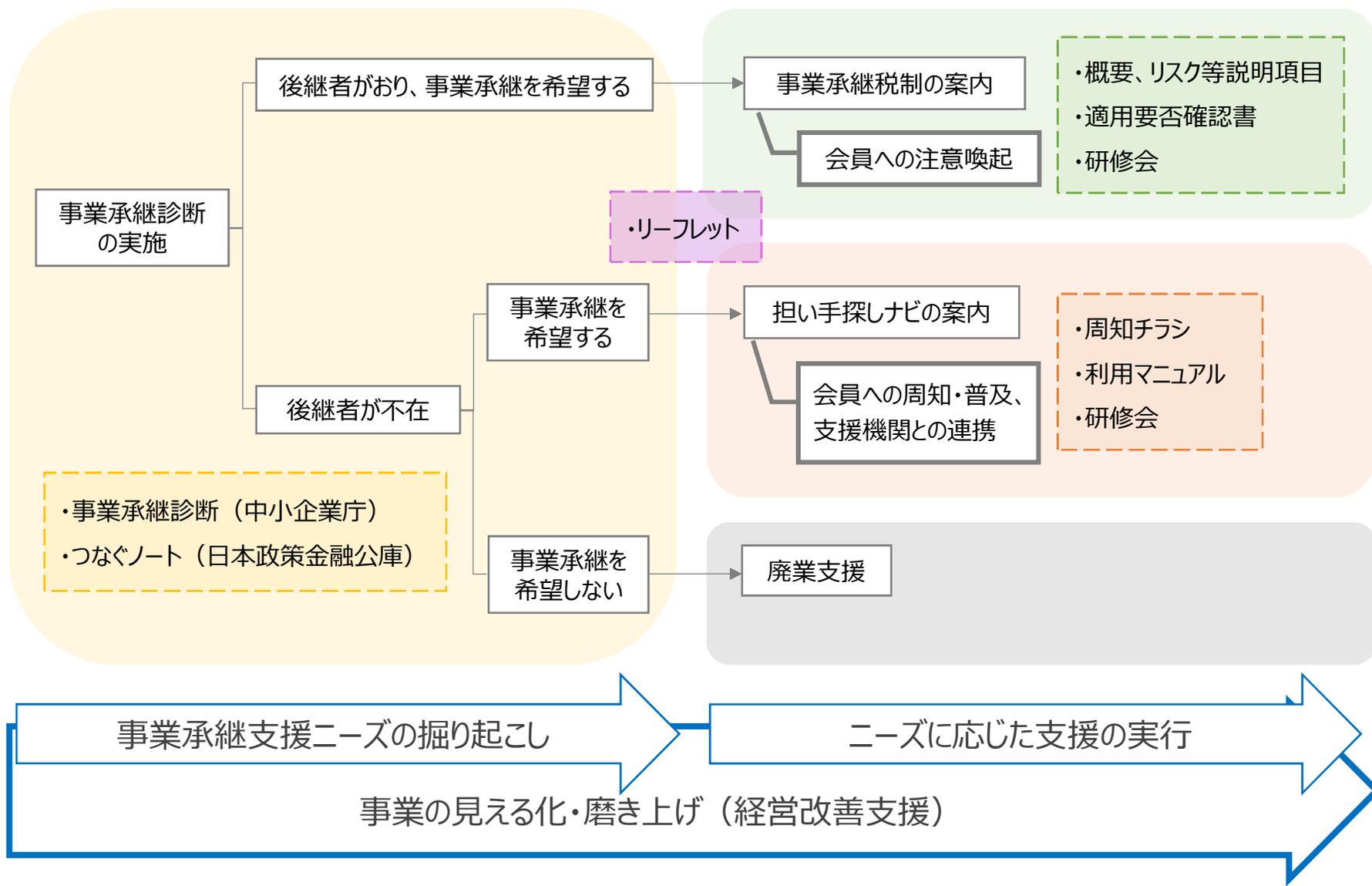


## 担い手探しナビの周知・普及に係る説明会資料

- 〔1〕事業承継スキーム整理図----- 3頁  
→ 税理士が関与先に対して事業承継支援する際のスキームを整理したもの。
- 〔2〕事業承継税制について
- ①事業承継税制について----- 4頁  
「法人版事業承継税制のあらまし（国税庁公表資料抜粋）」  
「個人版事業承継税制のあらまし（国税庁公表資料抜粋）」  
→ 国税庁が周知に利用するよう作成したリーフレットの抜粋版。
- ②事業承継支援に係るリーフレット「事業承継のこと、税理士に聞いてみてください。」----- 7頁  
→ 税理士が行う中小企業の事業承継支援の一環としたリーフレット。経営者に事業承継の気づきを与え、事業承継に向けた意識を促すためのツールとして使用することを想定したもの。
- ③周知用チラシ「関与先に対して、法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否を確認していますか？」----- 9頁  
→ 平成30年度税制改正において事業承継税制（特例措置）が創設されたことに伴い、特例措置に係る啓蒙チラシ。税理士に対して中小企業へ特例措置の適用要否の確認を促すことを想定したもの。
- ④法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項----- 11頁  
→ 税理士が中小企業に対して特例措置に関する説明・意思確認を行う際に使用することを想定したもの。  
必ず顧客から確認しなければならない事項のチェックリストであり、最終頁には確認書を用意しており、顧問先から印をいただくもので、損害賠償請求をされないための書類。
- 〔3〕担い手探しナビ
- ①担い手探しナビチラシ----- 18頁  
→ 担い手探しナビの概要、特長を顧問先等に紹介するためのチラシ。
- ②担い手探しナビ利用申請マニュアル----- 20頁  
→ 担い手探しナビの利用申請及びログイン方法を説明したもの。
- ③担い手探しナビ操作マニュアル----- 22頁  
→ 担い手探しナビの利用方法と機能に関するマニュアル。
- ④事業承継に係る支援機関案内----- 38頁  
→ 事業承継に係る税務以外の支援が必要となった場合の各支援機関の案内



# 税理士が関与先に対して事業承継支援する際のスキーム整理図



中小企業の最も身近な相談者である税理士が、中小企業の事業承継を推進していくことが期待されている。

## 事業承継税制について

○ 平成30年度税制改正において事業承継税制が大きく改正され、議決権株式の全てが納税猶予対象となり、猶予割合も100%に拡大、**事業承継時の税負担がゼロ**となります。

○ なお、上記の特例措置は10年間限定となっています。

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

# 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



- この法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、**特例措置**については、**事前の計画策定等**や**適用期限**が設けられていますが、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限**(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や**納税猶予割合の引上げ**(80%から100%)がされているなどの違いがあります。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	<b>5年以内の特例承継計画の提出</b> 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	<b>全株式</b>	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	<b>100%</b>	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から <b>最大3人</b> の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(4ページ、8ページ)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり(9ページ)	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から <b>20歳以上の者</b> への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与

- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。
- ※ **特例措置の適用を前提**として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



令和2年4月  
税務署 この社会あなたの税がいきている

# 個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし

- 令和元年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限ります。）に係る事業（不動産貸付業等を除きます。）を行っていた事業者の後継者※<sup>1</sup>として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日まで※<sup>2</sup>の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、
- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
  - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- ※1 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「**個人事業承継計画**」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。
- 2 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限ります。
- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。



この制度の対象となる「**特定事業用資産**」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ① **宅地等（400㎡まで）**
- ② **建物（床面積800㎡まで）**
- ③ ②以外の**減価償却資産**で次のもの
  - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
  - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
  - ・ その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

- （注）1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
- 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
- 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります（11ページ参照）。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



税務署

令和2年4月

この社会あなたの税がいきている

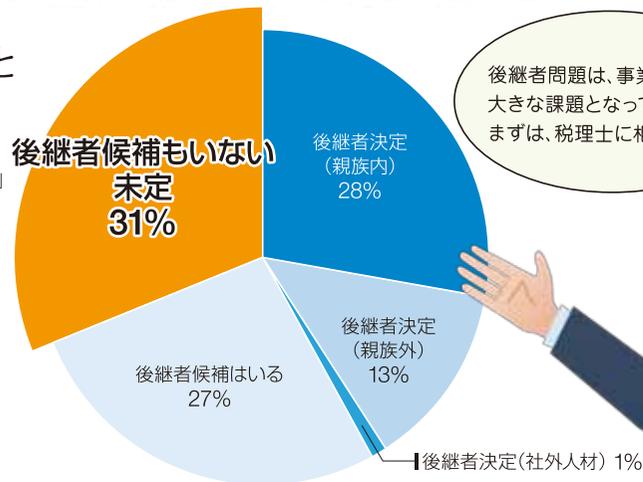


# 事業承継について お悩みの 経営者の皆様へ

どんな些細なことでも構いません。まずは税理士にご相談ください。

## 中小企業の後継者選定状況と 親族外承継の現状

グラフ：[出典]中小企業庁資料  
中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」  
(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)



後継者問題は、事業承継の大きな課題となっています。まずは、税理士に相談を。

### 「会社の将来」について 考えていますか？

- ▶ 「何から始めたらよいかわからない」
- ▶ 「経営の引き継ぎ時期を決めていない」

### 「税金」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「相続税や贈与税の負担が気になる」
- ▶ 「自社の株価が高くて負担が大変だと思う」

### 「後継者」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「子供に引き継ぐ意思がなく、引き継ぎ手がない」
- ▶ 「社内に後継者となる人材がない」

### 「経営」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「事業承継する前に自社の経営を見直したい」
- ▶ 「資金繰りや利益計画の作成をしたい」

### 「会社の将来」について 考えていますか？

経営・技術等のノウハウの継承や取引先との関係維持等、事業承継の準備には5年～10年程度を要すると言われています。税理士と10年後を見据えた事業計画を立ててみましょう。

### 「後継者」のことで 悩んでいますか？

後継者がいない場合には、全国に存在する税理士のネットワークを使って引き継ぎ先を探すこともできます。「担い手探しナビ」というサイトに、ノンネームで企業情報を登録し、税理士の関与先企業同士でマッチングを図ります。「担い手探しナビ」は税理士しか閲覧することができないため、情報が悪用されることはありません。まずは顧問税理士に相談してみてください。

### 「税金」のことで 悩んでいますか？

2018年度税制改正において事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。議決権株式の全てが猶予対象となり、猶予割合も100%に拡大、承継時の税負担はゼロとなります。また、納税猶予中の雇用要件も実質的に撤廃され、税務リスクが軽減されました。これには、2023年3月31日までに、都道府県に「特例承継計画」を提出する必要があります。税理士にお任せください。

### 「経営」のことで 悩んでいますか？

赤字経営が長期間続いたり、借入金が多くあると後継者は見つかりません。税理士が経営改善計画の作成を支援し、経営者をフォローアップします。

# 関与先に対して、法人版 事業承継税制（特例措置）の 適用要否を確認していますか？

平成30(2018)年度税制改正において、事業承継税制（特例措置）が創設され、非上場株式等の贈与税・相続税が100%猶予されることとなりました。

ただし、本税制の適用にあたっては、①令和5(2023)年3月31日までに特例承継計画を策定し都道府県に提出すること、②令和9(2027)年12月31日までに贈与を実行し、又は相続の開始があり、円滑化法の認定及び申告書の作成・提出を行うことのほか、一定期間ごとの報告等が必要となり、適用要件や手続が複雑です。

後々、関与先とトラブルにならないためにも、早めに関与先と話し合い、適切な対応策を確認するようにしましょう。

## こんなことが 起きるかもしれません！

- △ 後々、経営者から、特例措置と相続時精算課税との比較など、顧問税理士からの説明が不足していた、そのようリスクは聞いていなかったと言われ、責任を問われた。
- △ 経営者とは事業承継税制を適用しないことを確認していたが後継者には説明がされておらず、承継後、特例措置の適用を受けられないことについて責任を問われた。
- △ 経営者が金融機関から特例措置の話聞き、そのまま金融機関の紹介で別の税理士に特例措置の申請を依頼していた。その後、顧問契約もその税理士に変更された。
- △ 特例措置適用中に継続の手続が漏れ、納税猶予が突然打ち切りとなった。経営者と「継続届出書」に関する対応者の確認をしておらず、経営者は全て顧問税理士に任せたものとして、自身では手続を把握していなかった。

まずは、経営者が事業承継に対してどのように考えているのか、事業承継診断票（中小企業庁作成）等を通じて関与先の意思確認を行うことが必要です。

## 関与先チェック項目

No.	項目	Yes	No
1	経営者に、事業承継についての意向を確認したことがない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	関与先が10年以内を目途に事業承継をする可能性がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	相続税の発生が見込まれる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	関与先が法人版事業承継税制（特例措置）の適用要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

No.1～4全てYesにチェックがついた関与先には、法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否に関わらず、一度本制度の説明を行うことを推奨します。

関与先に有益となる情報は適宜提供し、関与先の維持・発展に寄与することが、顧問税理士として求められる対応と言えるでしょう。

特に、令和元(2019)年度税制改正により、個人版事業承継税制も創設されました。本制度によって数年後に関与先との予期せぬトラブルを発生させないため、また、中小企業の最も身近な相談者たる顧問税理士の責務として、税理士から関与先へ責任をもって確認を取るようにしましょう。

- 関与先の意向を確認すること
- 関与先に説明した実績を残すこと

**顧問税理士が主導となり  
対応することが、トラブル  
回避の第一歩です。**

日税連でも事業承継税制について、適宜有用となるコンテンツの提供、情報発信に努めています。

- ・ 法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項
- ・ マルチメディア研修（令和元年8月配信予定）
- ・ 中小企業支援に係る研修会（平成30年9月配信）

詳細は各税理士会又は日税連ホームページをご確認ください。

## 法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項

- 中小企業の事業承継の際に、株式等を後継者が贈与又は相続若しくは遺贈（相続等）により取得した場合において贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」が、平成30（2018）年度税制改正により大幅に見直されました。
- 一定の要件を満たすことにより、全ての株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予が可能となり、その猶予割合も100%に拡大され、承継時の税負担がゼロとなります（以下、当該措置を「特例措置」、これまでの措置を「一般措置」といいます。）。
- なお、この特例措置は、届出書の提出など長期間に亘る対応が必要になること、贈与を行った場合は将来の相続税申告に影響すること、認識や手続等に誤りがあると不測の納税が生じる可能性があることなど、制度について十分に理解したうえで、適用にあたっては慎重な判断が必要です。
- この資料は、特例措置の適用を検討するにあたって、顧問税理士が関与先に制度の要旨を説明し、その事実を相互に確認するためのものです。

No.	説明事項	説明内容	確認
<b>特例措置の概要</b>			
<b>贈与又は相続等開始前</b>			
1	特例承継計画	令和5（2023）年3月31日までに「特例承継計画」を策定し、都道府県知事に提出し、確認を受ける。当該計画には、認定経営革新等支援機関（税理士等）が所見等を記載する。	<input type="checkbox"/>
2	適用期限	令和9（2027）年12月31日までの対象株式等の贈与又は相続等が対象となる。	<input type="checkbox"/>
<b>贈与又は相続等開始後</b>			
3	申請・申告の期限等 （申告期限内）	対象株式等の贈与があったときは、その年の翌年1月15日までに、相続等があったときは、その翌日から8か月以内に、都道府県知事に対し「認定申請」を行う。	<input type="checkbox"/>
4		対象株式等の贈与又は相続等があったときは、申告期限までに贈与税又は相続税の申告をする。	<input type="checkbox"/>
5	担保の提供	申告期限までに納税が猶予される税額及び利子税の額に見合う担保（通常は対象株式等）を提供する。	<input type="checkbox"/>
6	年次報告書・継続届出書（申告期限後）	特例措置を適用した贈与税又は相続税の申告期限後、5年間は年1回都道府県知事へ「年次報告書」を、税務署へ「継続届出書」を提出する。さらに、その後3年に1回税務署へ「継続届出書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
7	納税猶予の継続と終了	申告後も引き続き対象株式等を保有すること等により納税の猶予が継続される。	<input type="checkbox"/>
8		【贈与税】先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合は、「免除届出書」及び「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除される。	<input type="checkbox"/>

No.	説明事項	説明内容	確認
9		【相続税】後継者の死亡等があった場合は、「免除届出書」及び「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときにおいて納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除される。	<input type="checkbox"/>
10	対象株式数の上限及び猶予割合	贈与又は相続等のいずれも、取得した議決権株式等の全てが納税猶予の対象となり、猶予割合は100%である。 ※一般措置については納税猶予の対象となるのは発行済議決権株式総数の3分の2までであり猶予割合は贈与の場合100%、相続の場合80%である。	<input type="checkbox"/>
11	承継パターン	「先代経営者→1人」、「先代経営者及び先代経営者以外の株主→1人」、「先代経営者→複数人（最大3人）」、「先代経営者及び先代経営者以外の株主→複数人（最大3人）」のいずれも適用対象となる。 なお、先代経営者以外の株主からの贈与又は相続等（第二種）は「先代経営者→後継者」の贈与又は相続等（第一種）が行われた日から、特例経営（贈与）承継期間（原則として第一種の贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間）の末日までの間に申告期限が到来する贈与又は相続等を行う必要がある。	<input type="checkbox"/>

#### 特例措置の適用要件

12	会社の主な要件	<p>中小企業者であること。</p> <p>期限内に認定申請書を都道府県知事に提出し、認定を受けていること。</p> <p>常時使用する従業員の数が1人以上であること。</p> <p>※その会社の特別関係会社が外国会社の場合は5人以上であること。</p> <p>資産保有型会社・資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>その会社及び特定特別関係会社の株式等が非上場株式等に該当すること。</p> <p>その会社及び特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当しないこと。</p> <p>直前の事業年度における主たる事業活動からの収入金額（営業外収益、特別利益以外のもの）がゼロを超えること。</p> <p>拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）を特例後継者以外の者が有していないこと。</p> <p>特定特別関係会社（外国会社を除く。）が中小企業者であること。</p>	<input type="checkbox"/>
13	先代経営者の主な要件	<p>贈与又は相続等開始の直前（その時点で代表権を有していないときは代表権を有していた期間のいずれかのとき及び贈与又は相続等開始の直前）において、先代経営者とその親族などで総議決権数の過半数を保有しこれらの者の中で筆頭株主（後継者を除く。）であったこと。</p> <p>会社の代表権を有していたこと。</p> <p>特例承継計画に記載された先代経営者であること。</p> <p>【贈与税】贈与時に会社の代表権を有していないこと。</p>	<input type="checkbox"/>

No.	説明事項	説明内容	確認
14	後継者の主な要件	<p>【後継者が1人の場合】 後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。</p> <p>【後継者が2人又は3人の場合】 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除く。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。</p> <p>【贈与税】贈与時に20歳（令和4年4月1日以降は18歳）以上であり、会社の代表権を有していること、役員等の就任から3年以上を経過していること。</p> <p>【相続税】相続等開始直前に役員（被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く。）であり、相続等開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること。</p> <p>当該会社の株式等について既に一般措置の適用を受けていないこと。</p> <p>特例承継計画に記載された後継者であること。</p> <p>後継者及び後継者と特別の関係にある者で、総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること。</p>	□

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合

15	<p>【贈与税・相続税】 特例経営（贈与）承継期間（原則として贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間）</p>	<p>①後継者が会社の代表権を有しなくなった場合。</p> <p>②特例経営（贈与）承継期間（5年間）における雇用の平均が、贈与又は相続等開始時の常時使用従業員数の8割を下回った場合。 ※雇用を下回った理由等を記載した報告書（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。）を、都道府県知事に提出し、確認を受けることで、納税猶予が継続される。</p> <p>③後継者とその同族関係者と合わせて有する議決権数が50%以下になった場合。</p> <p>④後継者が同族関係者内で筆頭株主でなくなった場合（他の後継者を除く。）。</p> <p>⑤特例措置の適用を受けた対象株式等の一部につき譲渡又は贈与をした場合。</p> <p>⑥会社を解散した場合。</p> <p>⑦会社が資産保有型会社や資産運用型会社に該当した場合。 ※一定の要件を満たす場合を除く。</p> <p>⑧会社の主たる事業活動からの収入金額がゼロとなった場合。</p> <p>⑨会社又は特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当することとなった場合。</p> <p>⑩【贈与税】贈与者が会社の代表権を有することとなった場合。</p> <p>⑪都道府県知事に対し毎年提出すべき報告書、税務署に対し毎年提出すべき継続届出書を提出しなかった場合。</p>	□
----	---	---	---

No.	説明事項	説明内容	確認
16	<p>特例経営（贈与）承継期間経過後</p> <p>【贈与税】 先代経営者又は後継者の死亡等贈与税の納付が免除されるまで</p> <p>【相続税】 後継者の死亡等相続税の納付が免除されるまで</p>	<p>①後継者が特例措置の適用を受けた対象株式等を譲渡又は贈与した場合。</p> <p>②会社を解散した場合。</p> <p>③会社が資本金の額又は準備金の額を減少した場合。</p> <p>④会社が資産保有型会社や資産運用型会社に該当した場合。</p> <p>※一定の要件を満たす場合を除く</p> <p>⑤会社の主たる事業活動からの収入金額がゼロとなった場合。</p> <p>⑥税務署に対し3年に1回提出すべき継続届出書を提出しなかった場合。</p>	<input type="checkbox"/>

贈与税の特例措置適用後に先代経営者等が亡くなった場合

17	1代目→2代目の贈与時に適用後、1代目が死亡した場合	特例措置の適用を受けていた株式等に係る贈与税は、先代経営者の死亡により免除されるが、当該株式等は相続財産とみなされ、贈与時の株価により相続税の課税の対象となる。ただし、一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	<input type="checkbox"/>
18	1代目→2代目の贈与時に適用後、2代目→3代目の贈与についても適用した後、1代目が死亡した場合	先代経営者（1代目）から後継者（2代目）への株式等の贈与につき贈与税の特例措置の適用を受けた後、1代目の死亡より前に次の後継者（3代目）に贈与する場合、3代目が贈与税の特例措置の適用を受ければ、2代目の贈与税は免除される。その上で、1代目が死亡した場合は、3代目の贈与税が免除され、当該株式等は相続税の課税の対象となるが、一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	<input type="checkbox"/>
19	1代目→2代目の贈与時に適用後、2代目が死亡し、2代目→3代目の相続が発生した場合	先代経営者（1代目）から後継者（2代目）への贈与につき贈与税の特例措置の適用を受けた後、1代目の死亡より前に2代目が死亡した場合、2代目の贈与税は免除される。また、当該株式等を相続した次の後継者（3代目）は、当該株式等について一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	<input type="checkbox"/>

贈与税の特例措置適用後に先代経営者が亡くなり相続税の納税猶予に切り替えるときの主な要件

20	後継者の主な要件	<p>後継者が代表権を有していること。</p> <p>後継者とその同族関係者で合わせて50%超の議決権数を有していること。</p> <p>後継者が同族関係者内で筆頭株主であること（他の後継者を除く。）。</p>	<input type="checkbox"/>
----	----------	---	--------------------------

No.	説明事項	説明内容	確認
21	会社の主な要件	その会社及び特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当しないこと。	□
		拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）を特例後継者以外の者が有していないこと。	
		資産保有型会社や資産運用型会社に該当しないこと。	
		その会社の直前の事業年度における総収入金額がゼロを超えること。	
		その会社の常時使用従業員数が1人以上であること。 ※その会社の特別関係会社が外国会社の場合は5人以上であること。	
		その会社及び特定特別関係会社の株式等が非上場株式等に該当すること。 ※贈与税申告期限の翌日から5年間経過後は要件とならない。	
<b>特例経営（贈与）承継期間経過後に猶予税額が免除される場合</b>			
22	贈与税	先代経営者等（贈与者）が死亡した場合。 ※みなし相続として相続税の課税対象となる。	□
23	贈与税・相続税 共通	①後継者が死亡した場合。 ②特例経営（贈与）承継期間内に一定のやむを得ない理由により会社の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合。 ③特例経営（贈与）承継期間経過後に「免除対象贈与」を行った場合。 ④特例経営（贈与）承継期間経過後に会社について破産手続開始決定などがあつた場合。 ⑤特例経営（贈与）承継期間経過後に事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について譲渡・解散した場合。	□
<b>特例措置の適用に係る留意点</b>			
24	贈与	贈与税の特例措置は、ある贈与者からある後継者に対する贈与につき、最初の対象株式等の贈与にのみ適用される。	□
25		先代経営者から後継者に対する特例措置を適用した対象株式等の贈与について、後継者は、全部又は一定数以上の株式等の贈与を受ける必要がある。	□
26		贈与時の株式等の評価額が暦年課税の基礎控除額又は相続時精算課税の特別控除額を超えており、当該株式等の贈与に係る納税猶予の対象となる贈与税額が発生することが必要となる。 ※猶予税額が発生しない場合は特例措置の対象とはならない。	□
27		相続時精算課税を選択する場合、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできない。	□

No.	説明事項	説明内容	確認
28	贈与時に特例措置の適用を受け、その後贈与者が死亡したとき	特例措置によって贈与された対象株式等は相続等により取得したものとみなして贈与者である被相続人の他の相続財産と合算して相続税額を計算することから、特例措置を適用せずいわゆる「暦年課税」による贈与を行う場合等に比べ、後継者（受贈者）以外の相続人が相続する他の相続財産に係る相続税負担が大きくなることがある。	<input type="checkbox"/>
29		当該対象株式等の株価が贈与時から下落していた場合であっても、相続税額は贈与時の株価によって計算される。	<input type="checkbox"/>
30		特に直系血族間以外の対象株式等の贈与について特例措置の適用を受けたときは、法定相続人以外の者に贈与した当該対象株式等が贈与者である被相続人の相続税申告時に相続税の課税価格から漏れることのないよう、当該特例措置の適用状況について贈与者の法定相続人等に予め説明する等の対応が必要となる。	<input type="checkbox"/>

法人版事業承継税制（特例措置）の適用有無に係る確認書

年 月 日

御中

私は事業承継税制の特例措置について、貴税理士事務所（税理士法人）から別紙「法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項」に基づき説明を受けました。その結果、私はこの特例措置について以下のとおり希望します。

- 適用する。
- 適用しない。
- 特例承継計画を作成・提出したうえで、特例措置の適用については後日判断する。
- 後日判断する。

所在地

名称

代表者氏名

印

後継予定者氏名

印

# 事業承継は税理士に お任せください。

## 後継者はお決まりですか？

日税連事業承継サイト「担い手探しナビ」に登録しませんか？  
顧問税理士が中小企業の窓口となり、事業承継を支援します。

**お問い合わせはあなたの顧問税理士まで**

経営者の高齢化に伴って中小企業の休廃業・解散件数は増加傾向にあり、廃業予定企業のうち、業績が悪くないにも関わらず後継者不在を理由に廃業を考える中小企業が3割程度存在しているとの調査も公表されています。また、中小企業の事業承継について、かつて9割あった親族内承継も近年では親族外承継が全体の5割超を占めており、親族外承継のニーズが急速に高まっています。

## 事業引き継ぎを支援します。

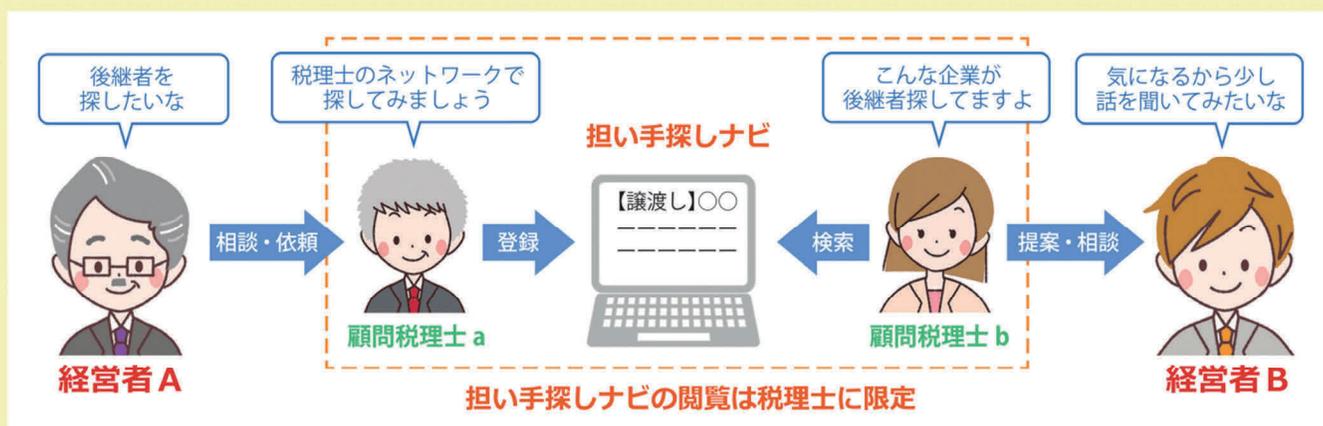


このサイトは、税理士に中小企業の事業承継の担い手探しの場を提供し、顧問税理士が中小企業の窓口となり、支援するためのものです。

小規模な事業承継の後継者探しだからと、承継期間にまだまだ余裕があるからと、あきらめていませんか？顧問税理士が主導するネットワークだからこそ、可能性が広がります。

## 【担い手探しナビの特徴】

- ① 税理士が無料で登録し、利用することができるサイトです。
- ② 税理士には守秘義務がありますので、企業情報が守られます。
- ③ 経営者が自ら出向いて事業内容を説明する必要がありません。登録内容については企業情報を熟知した税理士が相談の上、登録します。
- ④ 事業所名は表示されず、簡易な情報でも登録することができます。気になる案件があれば、詳細内容については税理士が相手方の税理士に問い合わせます。
- ⑤ 法人・個人、規模の大小を問わず、案件を登録することができます。
- ⑥ 承継期間に相当の余裕のあるものまで登録することができます。
- ⑦ 譲渡し希望、譲受け希望、どちらでも登録することができます。
- ⑧ 担い手探しナビは、多くの事業所に関与している税理士が閲覧するため、マッチングの機会が増えます。
- ⑨ 必要に応じて、税理士会で連携している事業引継ぎ支援センター、中小企業再生支援協議会、弁護士会、金融機関等の支援を受けることができます。 ※連携状況は税理士会により異なります。



## 【税理士会一覧】

税理士会	管轄の地域	税理士会	管轄の地域
北海道税理士会	北海道	北陸税理士会	富山県、石川県、福井県
東北税理士会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	近畿税理士会	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、滋賀県
関東信越税理士会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県	中国税理士会	岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
千葉県税理士会	千葉県	四国税理士会	香川県、愛媛県、高知県、徳島県
東京税理士会	東京都	九州北部税理士会	福岡県、佐賀県、長崎県
東京地方税理士会	神奈川県、山梨県	南九州税理士会	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
名古屋税理士会	愛知県名古屋市等、岐阜県	沖縄税理士会	沖縄県
東海税理士会	愛知県（名古屋市等以外）、静岡県、三重県		



**日本税理士会連合会**

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8

☎ 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

【問合せ先】

**近畿税理士会**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 1丁目 5番 4号

-19- TEL : 06-6941-6886 FAX : 06-6942-2182

## 「担い手探しナビ」利用申込～初回ログイン方法

1. 本会会員専用ページより、担い手探しナビの[利用申込]をクリックしてください。

### 税理士業務に役立つ資料室



- 税理士業務必携
- 書面添付制度
- 業務チェックリスト
- マイナンバー制度
- 税理士の専門家責任
- 職務上請求書等
- 各種様式、ひな型
- 中小企業支援
- 事業承継税制
- **担い手探しナビ**

### 日税連版事業承継サイト 担い手探しナビ



本税理士会連合会が構築した日税連版事業承継サイト「担い手探しナビ」は、社外への事業の引き継ぎを念頭に置いた、税理士の関与先企業同士のマッチングを行う場です。あらかじめ利用申請をしてIDの発行を受けた税理士会員のみが利用できます。

なお、当該サイトに関するお問い合わせは、日本税理士会連合会 (TEL.03-5435-0931) までお願いします。

利用申込 (Red circle)

ログイン

操作マニュアル

チラシダウンロード

リンクを直接入力いただく場合は → <https://nichizeiren-shoukei.jp/entry>

スマートフォン等からQRコード(※)を読み取る場合は →

※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



2. 利用申込画面より、ご自身の「登録番号」、「証票番号」、「メールアドレス」を入力し、[申込み]をクリックしてください。



日本税理士会連合会

登録番号

証票番号

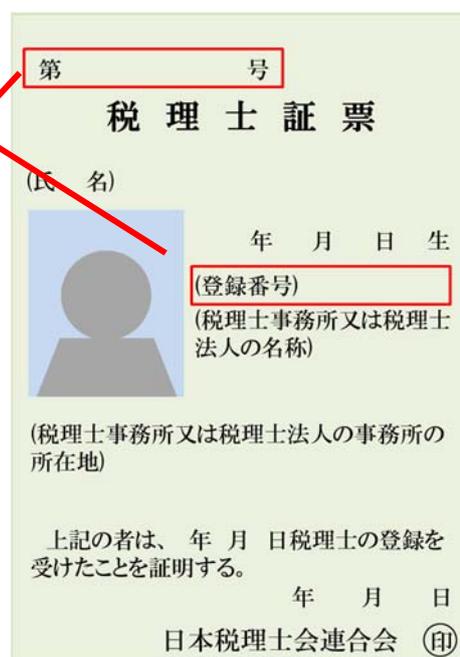
メールアドレス

メールアドレス (確認)

**申込み** 再発行

※ 利用申し込みする際、お使いのメールサービス、メールソフト、ウイルス対策ソフトなどの設定により、受信拒否や迷惑メール認識する等、仮登録メールが正しく届かない場合がございます。その場合は、「@nichizeiren-shoukei.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。  
 ※ 担い手探しナビでは、税理士登録情報を基にマスタを更新し、ログイン認証を行っております。マスタの更新には、最大で1ヶ月程度タイムラグが生じることがございます。ご了承ください。

Copyright © AMS co.,ltd. All rights reserved.



第 号

税理士証票

(氏名)

年 月 日 生

(登録番号)

(税理士事務所又は税理士法人の名称)

(税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地)

上記の者は、年 月 日税理士の登録を受けたことを証明する。

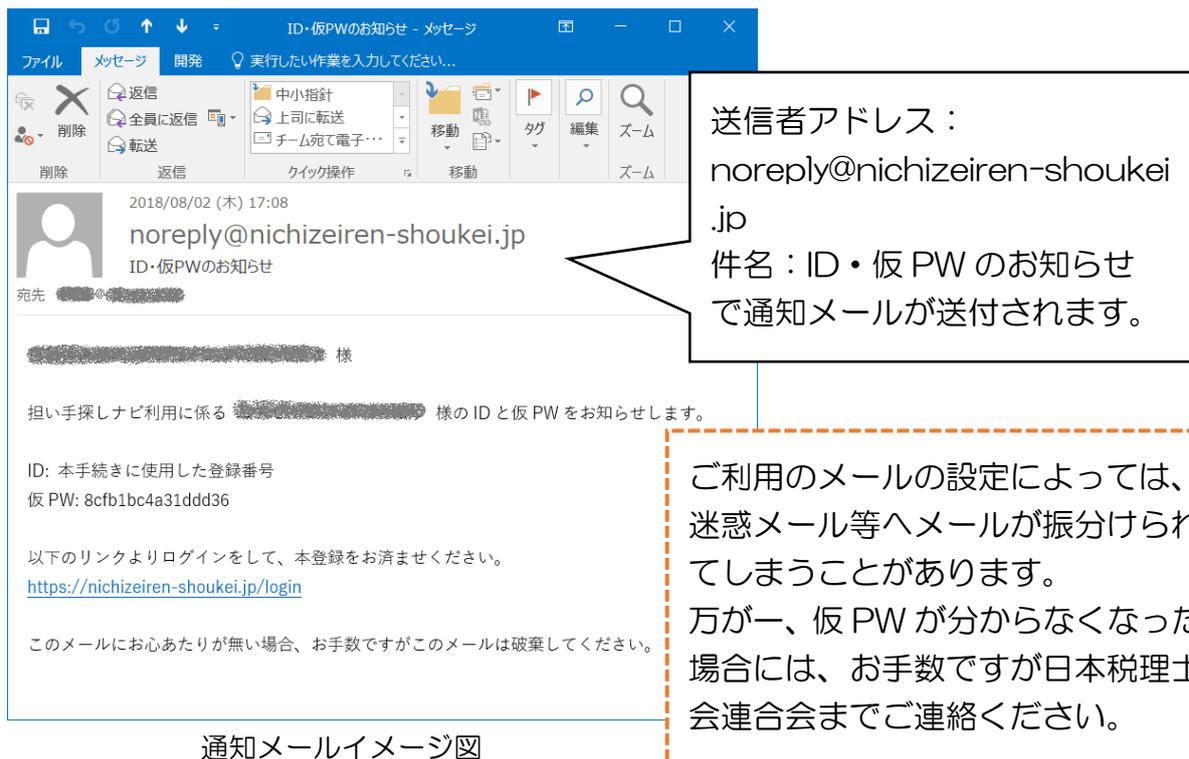
年 月 日

日本税理士会連合会 (印)

税理士証票イメージ図

利用申込画面

3. [申込み]をクリックすると、すぐにご入力いただいたメールアドレス宛に仮パスワードの通知メールが送付されます。



通知メールイメージ図

4. 通知メールに記載されているリンクよりログインを行ってください。

リンクを直接入力いただく場合は → <https://nichizeiren-shoukei.jp/login>

スマートフォン等からQRコード（※）を読み取る場合は →

※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



5. ログイン画面より、初回ログイン時は、「ログインID（登録番号）」、「仮PW」を入力し、規約等の同意にチェックを入れた後、[ログイン]をクリックしてください。

規約等に同意いただき、チェックボックスへチェックを入れていただかないとログインすることができません。

ログイン画面

初回ログイン後、パスワードの変更が求められますので、仮パスワードから任意のパスワードにご変更ください。これで、担い手探しナビが利用可能となります。

# 事業承継サイト 担い手探しナビ 操作マニュアル

2019 日本税理士会連合会

事業承継サイト 担い手探しナビ操作マニュアル

## 目次



# 01. ログイン方法

## 01.ログイン方法

### 1\_利用申し込み



登録番号、証票番号、メールアドレスを入力し、【申し込み】ボタンをクリックします。

内容に問題がなければ、下記の方法により、初回ログイン時に必要となる仮パスワードが通知されます。

① 入力したメールアドレス宛のメール送付

② 同一画面上へのポップアップ表示

※①及び②によって通知される内容は同一です。

※利用申し込みする際、お使いのメールサービス、ウィルス対策ソフトなどの設定により、受信拒否や迷惑メール認識する等、通知メールが正しく届かない場合がございます。その場合は、「@nichizeiren-shoukei.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

## 2\_ログイン画面

日本税理士会連合会

ログインID  
(登録番号)

パスワード

サイトポリシー、個人情報の取扱いについて をご一読の上、  
チェックボックスへチェックを入れてログインしてください。

サイトポリシー、個人情報の取扱いについて  
に同意します

ログイン

[利用申込はこちら](#)

**ログインID、パスワードを忘れた方**  
ログインID、パスワードをお忘れの方は、利用申込画面から  
仮パスワードの再発行を行ってください。

**お知らせ**  
2019年3月6日付で、サイトポリシー（「日本税理士会連合  
会 事業承継サイト『担い手探しナビ』」利用規約）を一部  
変更しました。  
2019年12月1日付で、担い手探しナビのトップページの変更  
等、一部改修を実施しました。

Copyright © AMS co.,Ltd. All rights reserved.

ログインID、パスワードを入力し、[サイトポリシー 個人情報の取扱いについて](#) に同意します にチェックをして、【ログイン】ボタンをクリックします。

利用申込をする場合は、[利用申込みはこちら](#)のリンクから申込画面へとすすみます。

## 3\_本アカウント発行

ログインアカウント

ログインID

必須 現在の仮パスワード  
※4文字以上の半角英数記号

必須 変更後のパスワード  
※4文字以上の半角英数記号

必須 変更後のパスワード(確認用)  
※4文字以上の半角英数記号

アカウント情報を更新

初回ログイン時、仮パスワードの変更要求画面が表示されます。

仮パスワードと、変更後のパスワードを入力します。

必須項目を入力して【アカウント情報を更新】ボタンをクリックします。



## 6\_パスワード忘れ

日本税理士会連合会

登録番号

証票番号

メールアドレス

メールアドレス (確認)

申込み 再発行

※ 利用申し込みする際、お使いのメールサービス、メールソフト、ウイルス対策ソフトなどの設定により、受信拒否や迷惑メール認識する等、仮登録メールが正しく届かない場合がございます。その場合は、「@nichizeiren-shoukei.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

※ 担い手探しナビでは、税理士登録情報を基にマスタを更新し、ログイン認証を行っております。マスタの更新には、最大で1ヶ月程度タイムラグが生じることがございます。ご了承ください。

利用申込と同じ画面から、登録番号、証票番号、メールアドレスを入力し、【再発行】ボタンをクリックするとパスワードがリセットされ、メール及びポップアップ表示で仮パスワードが通知されます。

(⇨参照ページ：1\_利用申し込み)

Copyright © AMS co.,ltd. All rights reserved.

Copyright (C) 2018 日本税理士会連合会 All Rights Reserved.

9

## 02.初期設定

Copyright (C) 2018 日本税理士会連合会 All Rights Reserved.

10

## 1\_プロフィール情報の入力

サイドメニューの【プロフィール編集】をクリックすると編集画面が表示されます。

基本情報、詳細情報の対象項目を編集し【プロフィールを更新】ボタンをクリックすると登録されます。

この情報は案件詳細画面の【案件の担当者】に表示されます。

## 2\_アカウント情報の入力

サイドメニューの【アカウント情報編集】をクリックすると編集画面が表示されます。

初期設定時のIDが表示されています。

パスワードを変更する際は、新パスワードを『変更後のパスワード』にも入力してください。【アカウント情報を更新】ボタンをクリックすると登録されます。



## 2\_案件を表示する

The screenshot shows the '案件詳細' (Case Details) page. A pink box highlights the '【募集】〇〇案件について' (Recruitment: About the 〇〇 Case) link. Below it, a table displays case information: 売上高 (Sales) 1000000円, 従業員数 (Employees) 120人, and 承継希望期間 (Succession period) 3年以内. A search filter overlay is shown, with a pink box highlighting the 'この条件で案件を探す' (Search for cases with these conditions) button. The filter includes sections for 'キーワード' (Keywords), '業種' (Industry), and '地域' (Region).

案件名をクリックすると案件詳細画面が表示されます。

税理士名のリンクや地域・カテゴリのタブをクリックすると、選択した条件で案件一覧が表示され直します。

案件一覧最下部には条件検索メニューがあり、条件を選択して【この条件で案件を探す】をクリックすると検索結果一覧が表示されます。

## 3\_案件の詳細表示

The screenshot shows the '案件詳細' (Case Details) page. Pink boxes highlight several key areas: the '【募集】〇〇案件について' link, the 'この条件で案件を探す' button, the case information table (Sales, Employees, Succession period), and the '案件の担当者' (Case Handler) section which includes contact information like '紹介文' and '紹介文紹介文'.

案件詳細には【区分（譲渡し・譲受け）】【地域名】【カテゴリ】【案件内容】【案件の担当者】が表示されます。

【案件の担当者】情報は、プロフィール編集画面で登録された内容が表示されます。

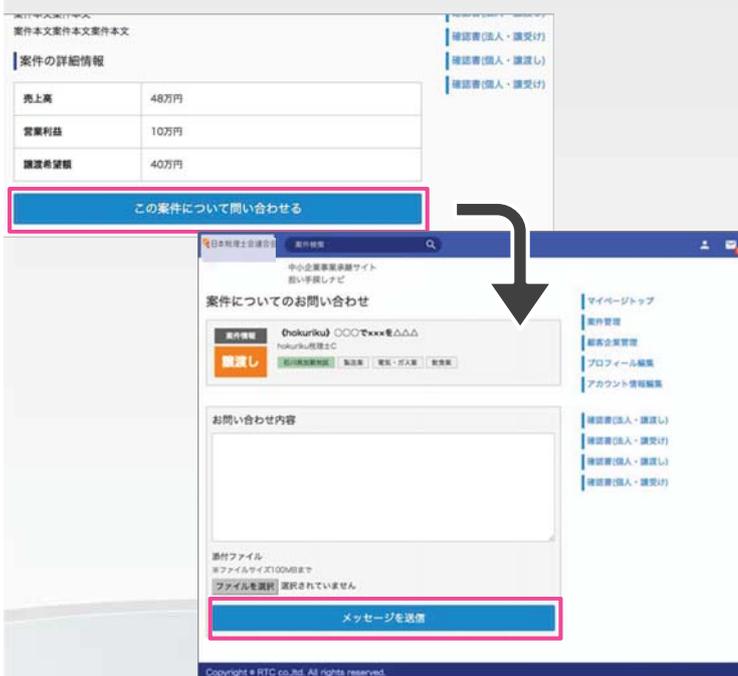
# 04. 案件問い合わせ送受信

## 04. 案件問い合わせ送受信

### 1\_ 案件の問い合わせ（税理士A）

案件詳細画面にある【この案件について問い合わせる】ボタンをクリックすると、問い合わせフォームが表示されます。

※ステータスが【交渉中】の場合は案件の閲覧は可能ですが、【この案件について問い合わせる】ボタンは表示されません。



## 2\_案件の問い合わせ入力（税理士A）



お問い合わせ内容を入力後、【メッセージを送信】ボタンをクリックします。

メッセージ送信後は、マイページ及びメッセージ一覧から、送信したメッセージを確認できます。

※添付ファイルがある場合は【ファイルを選択】ボタンをクリックして対象のデータを選択してから送信してください。

## 3\_メッセージ受信（税理士B）



税理士Aからの問い合わせが、新着メッセージとして、マイページトップ・画面右上のメールアイコンに最新5件まで表示されます。

それ以外のメッセージは【メッセージ一覧へ】ボタンから閲覧できます。

案件名をクリックするとメッセージ詳細画面が表示されます。

未読メッセージ数は画面右上メールアイコンの数字より確認できます。

## 4\_メッセージ確認 (税理士B)

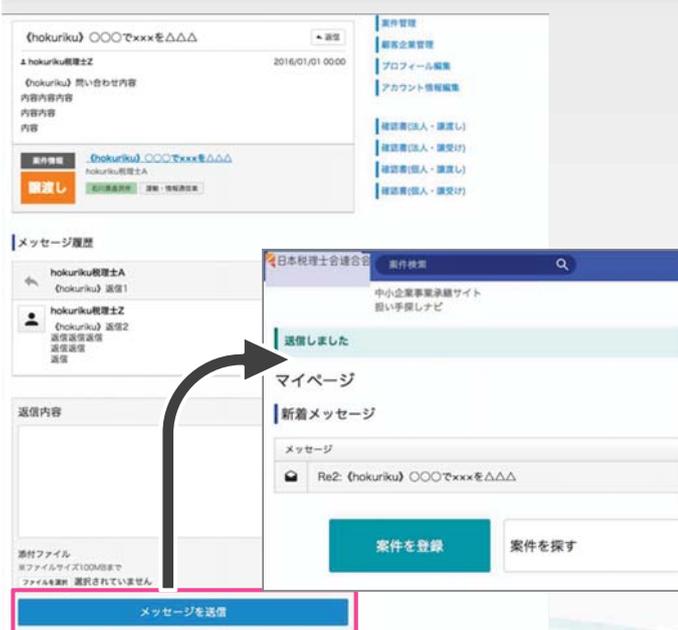


メッセージの他に、対象案件の情報が表示されています。

案件タイトルをクリックすると案件詳細画面が表示されます。

添付ファイルがある場合は、添付ファイル名をクリックすると閲覧できます。

## 5\_メッセージ返信 (税理士B)

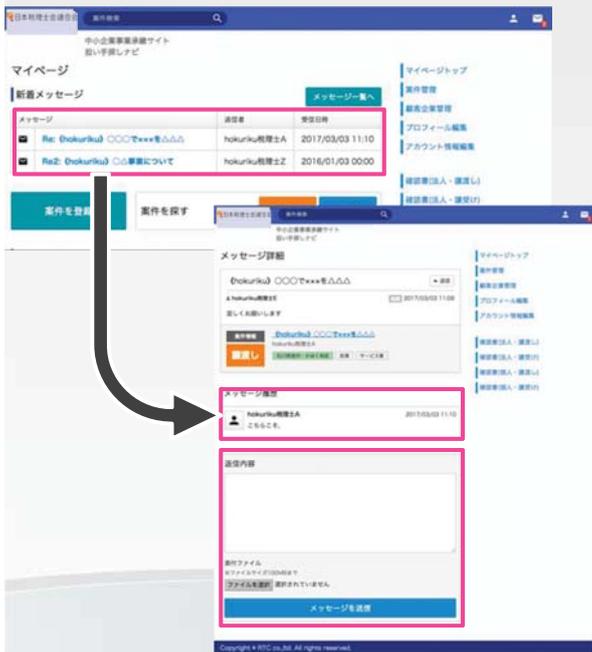


受け取ったメッセージに返信することができます。

メッセージ詳細画面の下部にある【お問い合わせ内容】に入力し、【メッセージを送信】ボタンをクリックして送信します。

メッセージ送信後は『送信しました』の案内とともにマイページ画面が表示されます。

## 6\_メッセージ返信受信（税理士A）

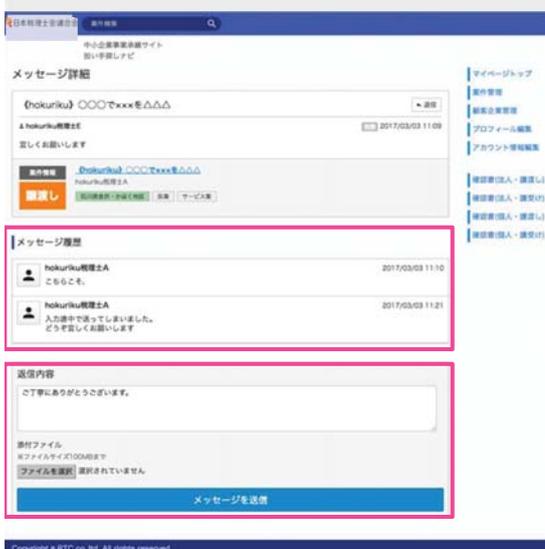


税理士Bからの返信が【新着メッセージ】に表示され、案件名をクリックすると税理士Bからの返信が【メッセージ履歴】に表示されます。

返信する場合は、お問い合わせ内容に入力し【メッセージ送信】ボタンをクリックします。

メッセージ送信後は、マイページ画面が表示されます。

## 7\_メッセージ再返信（税理士A）



税理士Bからの返信がなくても、続けてメッセージを送信することも可能です。

お問い合わせ内容に入力して送信してください。

## 8\_案件問い合わせの履歴確認（税理士A）



メッセージ一覧からメッセージを開くとこれまでのメッセージのやり取りをチャット方式で確認することができ、相手が閲覧していると日付横に【既読】が表示されます。

一番最初のメッセージが上部に表示されており、以降のメッセージは【メッセージ履歴】に表示されます。

送信元の名前と件名が表示され、クリックで全文を表示します。

## 05.案件管理

## 1\_案件の管理



マイページトップ  
**案件管理**  
 プロフィール編集  
 アカウント情報編集  
 支援機関案内  
 確認書(法人・譲渡し)  
 確認書(法人・譲受け)

案件管理  
 案件一覧 案件作成

編集	案件タイトル	区分	ステータス	作成日	削除
<span>編集</span>	東京税理士会 東京都 譲受けのテスト案件	譲受け	募集中	2018/07/26 16:30	<span>削除</span>

サイドメニューの【案件管理】をクリックすると案件一覧が表示され、登録した案件が作成日順で並んでいます。（20件/1P表示）

## 2\_1\_案件の作成



案件管理  
 案件一覧 案件作成

マイページ  
 最新メッセージ

案件を作成

案件を登録

案件を探す

案件作成

案件基本情報  
 案件タイトル  
 区分  
 ステータス  
 作成日  
 案件詳細  
 案件作成

案件一覧の緑の【案件作成】ボタンをクリックして案件基本情報を入力してください。

※マイページトップの【案件を登録】ボタンからも同様です。

案件基本情報の【案件タイトル】【案件詳細】が必須項目です。

【案件を登録】ボタンをクリックすると登録されます。

※ステータスが下書きで登録した場合は公開されません。

## 2\_2\_案件の作成

案件基本情報

ステータス	下書き
区分	譲渡し
必須	案件タイトル
	【急募】△事業につ

案件詳細情報

売上高		円
従業員数		人
承継希望期間		年以内

案件基本情報の【区分】が「譲渡し」の場合、更に下記の案件詳細情報を入力できるようになります。

【売上高】

【従業員数】

【継承希望期間】

## 3\_案件の編集

案件管理

案件一覧

編集	案件タイトル	区分	ステータス	作成日
<b>編集</b>	東京税理士会 実習生 譲受けのテスト案件	譲受け	募集中	2018/07/26 16:30

案件編集

案件基本情報

ステータス

区分

案件タイトル

案件詳細情報

募集開始日

募集終了日

案件を登録

案件情報を編集する場合は、案件一覧リスト左の青い【編集】ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。

～ステータスについて～

下書き：非公開状態

募集中：公開状態

交渉中：公開状態、問い合わせボタン無し

成約済：案件一覧では非表示

※検索条件に【成約済】を含めば表示

【案件を登録】ボタンをクリックすると登録されます。

ステータス	下書き
区分	募集中
	交渉中
	成約済

## 4\_ 案件の削除

案件情報を編集する場合は、  
案件一覧リスト右の赤い【削除】  
ボタンをクリックしてください。

案件管理

案件一覧 案件作成

1 1件

編集	案件タイトル	区分	ステータス	作成日	削除
<span>編集</span>	東京税理士会 実務研修 講座のテスト案件	講座受け	募集中	2018/07/26 16:30	<span>削除</span>

1 1件

## 事業承継に係る支援機関案内

事業承継全般及び関与先の案件について、広くマッチング先を探したい場合はこちら

事業引継ぎ支援センター

- ・ [各都道府県の事業引継ぎ支援センター一覧](#)

- 相談者は、担い手探しナビの「確認書」、事業引継ぎ支援センター所定の「相談申込書」に記載の上、顧問税理士に提出し、事業引継ぎ支援センターへの初回面談に限り、顧問税理士が相談者に代わり、代理で説明を行なって頂くことを可能と致します。なお、2回目以降の面談は、相談者自らが事業引継ぎ支援センターと面談を行って頂きます。

日本税理士協同組合連合会

- ・ [M&A 総合サービス事業](#)

- 事業承継に向けた相談から、案件化、交渉、クロージングまでフェーズに応じた支援を受けることができます。
- ※ 当該支援は、日本税理士協同組合連合会が組合員に対して提供しているサービスを利用するものです。利用に際しては、支援の内容に応じた手数料が必要となります。詳細はリンク先をご確認ください。

事業再生・経営改善について相談したい場合はこちら

中小企業再生支援協議会

- ・ [各都道府県の中小企業再生支援協議会一覧](#)

- 事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）や、債務整理の必要性も考えられる場合には、事業者の承諾を得て、税理士のみによる事前相談が可能です。
- その場合には、決算書、税務申告書等、企業の状況が分かる資料を持参します。なお、あくまで「事前相談」であることから、持参した企業情報等の書類は、協議会では預かることなく返却されます。
- 協議会からの助言等を受け、企業とその後の対応方針を決定してください。また、「確認書」の提示も不要です。

**相続、M&A、債務整理、個人保証対応、契約関係で弁護士への相談を希望する場合はこちら**

日本弁護士連合会

・ [ひまわりほっとダイヤル](#)

※ 日本弁護士連合会及び全国弁護士会が提供する、電話またはウェブ上で弁護士との面談予約ができる中小企業向けのサービスです。事業者向けのサービスとなりますので、税理士が利用することはできません。詳細はリンク先をご確認ください。